

湖西市告示第261号

湖西市新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年12月5日

湖西市長 田内 浩之



湖西市新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付要綱の一部を改正する要綱

湖西市新婚さん「こさい」へおいでん新生活応援金交付要綱（平成30年湖西市告示第180号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定によりこの要綱がその効力を失う場合において、その失効前にした応援金の交付の決定に係る当該応援金の支払並びに当該決定の取消し及び当該取消しに係る応援金の返還については、その失効後も、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

